

中小企業 いばらき

CONTENTS

クローズアップ	1
ニュースフラッシュ	8
インフォメーション	11
日本列島組合最前線	13
業況レポート	14
中央会だより	18

February

2

2023 No.772

クローズアップ

- 「令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算（案）のポイント」（中小企業・小規模事業者・地域経済関係）
- 「令和5年度税制改正のポイント」（経済産業省関係）
- 茨城県「令和4年度1月補正予算の概要」



写真 令和5年 賀詞交歓会
(写真紹介、記事は表紙裏ページに掲載)

株式会社常陽銀行のお取引様へ



常陽銀行



GMO
PAYMENT GATEWAY

常陽売掛金保証サービス byGMO

倒産・未入金による売掛金未回収リスクを肩代わりし、
営業活動に専念できる環境づくりを支援いたします!

ご利用方法

ご利用をご検討の場合、商品の保証内容やご利用の手続きまたはお見積り等、**取次店(常陽銀行)**より詳細なご説明にお伺いします。
詳しくは**取次店(常陽銀行)**またはGMOペイメントゲートウェイまでお問い合わせください。
本サービスご利用にあたって必要な資料は以下URLよりダウンロードお願い致します。
<https://www.gmo-pg.com/sep/joyo/>

お問い合わせ先

株式会社常陽銀行

各支店担当者まで

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

TEL 03-5784-3610

本サービスはGMOペイメントゲートウェイが提供するサービスで、常陽銀行はその取次を行うものです。

表紙の紹介

令和5年賀詞交歓会を開催

茨城県中小企業団体中央会

中央会（阿部真也会長）は1月17日、「令和5年賀詞交歓会」を水戸市内で開いた。来賓や中央会会員など約60人が参加し、本年の飛躍を誓った。

あいさつで阿部会長は「コロナ禍やウクライナ情勢など厳しい局面に立たされているが、中小企業の経営者である私たちが躊躇することなく自らを変革し、一つ一つの課題にチャレンジしていくことが重要」と強調。そして「中央会としては、企業同士が連携力を発揮して、このチャレンジを実現できるよう、これまで以上に組合や企業の声に耳を傾け、精一杯支援していく」と決意を示した。

来賓を代表し、大井川和彦県知事、高橋靖水戸市長が祝辞を述べ、県内中小企業組合と傘下中小企業の発展に期待を寄せた。

続いて令和4年度県表彰を受賞した県木材協同組合連合会の野上満正理事長に対し、阿部会長から祝金を贈呈した。

その後、白石展康商工組合中央金庫水戸支店長の発声で乾杯し、参加者は感染対策に配慮しながら、懇親を深めた。

また、開会に先立ち行ったアトラクションでは、水戸市出身の河邊佑里氏をはじめ、小泉奈美氏、大庭絃子氏、岡本梨紗子氏の4人で構成する弦楽四重奏でクラシックの名曲や参加者の馴染みの曲などを演奏し、新年の門出に華を添えた。

【表紙写真の紹介】

上 主催者挨拶：阿部真也中央会会長

左下 アトラクション：弦楽四重奏
(左から大庭絃子氏、小泉奈美氏、
河邊佑里氏、岡本梨紗子氏)

右下 乾杯発声：白石展康商工組合中央金庫
水戸支店長

「令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算(案)のポイント」 (中小企業・小規模事業者・地域経済関係)

国は、令和4年12月23日、令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算(案)を閣議決定しました。これらのうち、中小企業・小規模事業者の資金繰り支援、取引適正化対策の強化、研究開発投資の促進、事業再生・事業承継支援等の諸施策実施するための必要な経費として、経済産業省所管の中小企業政策推進費、厚生労働省所管の中小企業最低賃金引上げ支援対策費など、中小企業対策費を計上しています。

中小企業対策関連予算では、1兆1,191億円(令和4年度第2次補正) + 1,090億円(令和5年度当初予算(案))を計上し、「厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策」「成長分野等への挑戦に向けた投資の促進」、「創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進」、「地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等」及び「伴走支援・人材確保支援等」に取り組むこととしています。

ここでは、中小企業庁より公表されている「令和4年度第2次補正・令和5年度当初 中小企業・小規模事業者・地域経済関係予算案」のポイントを紹介します。誌面の都合上一部の紹介となりますが、詳細は中小企業庁のホームページ (<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>「中小企業対策関連予算 令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算案関連」) などでご確認ください。

1. 基本的な課題認識と対応の方向性

新型コロナの長期化、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい経営環境に置かれている中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期す。

その上で、激変する産業構造の中で「成長と分配の好循環」を実現するために必要不可欠な「成長志向の中小企業・小規模事業者」の創出に向け、挑戦・自己変革を後押しするための予算・税等の政策措置を総動員する。また、自治体と連携した、地域経済を牽引し、地域課題を解決する企業の取組を加速化する。

業者(一定の売上減少要件等を満たす場合)の保証料の一部を補助(保証上限1億円、保証料0.2%等)。

(対象要件)

保証限度額	1億円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料(事業者負担)	0.2%等(補助前は0.85%等)
要件	売上高または利益率の一定程度の減少 など
その他	・100%保証の融資は、100%保証での借換が可能 ・経営行動計画書の作成 ・金融機関の継続的な伴走支援

2. 予算案等の内容

各マークは下記のとおりです。

㊦…令和4年度第2次補正予算

㊧…令和5年度当初予算(案)

(1) 厳しい経営環境を克服するための資金繰り支援・価格転嫁対策

新たな借換制度の創設や金利引下げ、資本金劣後ローンの供給等を通じて、業況が厳しい中小企業・小規模事業者等の事業継続を支援する。また、価格交渉促進月間や下請Gメン等を活用して取引適正化を実現し、持続的な賃上げの原資となる収益を確保する。

<資金繰り支援>

㊦中小企業等の資金繰り支援【2,981億円】

【新たな借換保証制度の創設】

民間ゼロゼロ融資(実質無利子・無担保融資)からの借換需要への対応に加え、他の保証付融資からの借換や新たな資金需要にも対応するため、100%保証は100%保証で借換えることができる保証制度を創設。金融機関による継続的な伴走支援による経営改善に取り組む事

【経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設】

創業時に課題となる経営者保証を不要とする信用保証制度を創設(保証上限3,500万円)。事業者が債務不履行となった場合に発生する信用保証協会の損失の一部等を補填。

(対象要件)

保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内
据置期間	1年以内 ※ただし、一定要件を満たす場合3年以内とすることも可能。
金利	金融機関所定
保証料(事業者負担)	各信用保証協会所定の創業関連保証の保証料率に0.2%上乗せした料率
要件	創業予定者または創業後5年未満の者 ※一部創業資金総額の1/10以上の自己資金を要する。
その他	・担保、保証人は非徴求 ・保証割合は100%

加えて、日本政策金融公庫による資金繰り支援(セーフティネット貸付の金利引下げ、スーパー低利融資、資本金劣後ローンの供給)の継続(2023年3月末まで)、認定経営革新等支援機関による計画策定を条件とした保証制度や資本金劣後化(保証付DDS)、中小機構の出資機能の強化を措置。

㊤日本政策金融公庫補給金【146億円】

日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げるため、利子補給を実施。

㊤中小企業信用補完制度関連補助・出資事業【35億円】

信用保証制度等を通じた資金繰り支援を実施。

<価格転嫁対策>

㊤中小企業取引対策事業【24億円】+㊤【5億円】

価格交渉促進月間のフォローアップ、下請Gメン（300名へ増員）等による取引実態の把握、下請かけこみ寺での相談対応等を実施。

(2)成長分野等への挑戦に向けた投資の促進

内外の環境変化によって既存のサプライチェーンが流動化する中、生産性向上・再構築等に向けた設備投資を積極的に行う中小企業・小規模事業者等を後押しするとともに、DX・GX推進や海外展開等による新たな市場獲得を支援する。

<事業再構築・生産性向上>

㊤中小企業等事業再構築促進事業【5,800億円】

成長分野への転換を図る事業者（成長枠）に対しては、グリーン成長枠と同様に売上減少要件を撤廃。また、大胆な賃上げに取り組む事業者には、更なるインセンティブ（補助率・補助上限の引上げ）を措置。

市場規模が縮小する業種・業態からの転換や、円安を活かした国内回帰を図る事業者を対象とする支援枠を新設。業況が厳しい事業者については、引き続き高い補助率で支援（図表1）。

㊤中小企業生産性革命推進事業【2,000億円】

※国庫債務負担含め総額4,000億円（①ものづくり補助金、②小規模事業者持続化補助金、③IT導入補助金、④事業承継・引継ぎ補助金）

中小企業・小規模事業者の設備投資、販路開拓、IT導入、事業承継等を支援。グリーン分野への投資加速化、大胆な賃上げ、インボイスへの対応を支援すべく、

【図表1 中小企業等事業再構築促進事業 補助金額・補助率】

申請類型	補助上限額（※1）	補助率
物価高騰対策・回復再生応援枠 （引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援）	1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円（※3）	中小2/3（一部3/4） 中堅1/2（一部2/3）
成長枠（※2） （大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援）	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円（※3）	中小1/2、 中堅1/3（※4）
グリーン成長枠（※2） （研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援）	<エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、8,000万円（※3） 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円	中小1/2、 中堅1/3（※4）
産業構造転換枠 （構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業再構築に対する支援）	2,000万円、4,000万円、5,000万円、7,000万円（※3） 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ	中小2/3、 中堅1/2
最低賃金枠 （最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援）	500万円、1,000万円、1,500万円（※3）	中小3/4、 中堅2/3
サプライチェーン強靱化枠 （海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者に対する支援）	5億円	中小1/2、 中堅1/3

（※1）補助下限額は100万円

（※2）事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（卒業促進枠）又は継続的に賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模賃金引上促進枠）に応募可能

（※3）従業員規模により異なる

（※4）補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

【図表2 中小企業生産性革命推進事業 補助金額・補助率】

申請類型	補助上限額	補助率
ものづくり補助金 ①通常枠、②回復型賃上げ・雇用拡大枠、 ③デジタル枠、④グリーン枠 ⑤グローバル市場開拓枠	①、②、③：100～1,250万円 ④：100～4,000万円 ⑤：100～3,000万円 ※②以外において、大幅な賃上げに取り組む事業者に補助上限を最大1,000万円上乗せ	①：1/2又は2/3 ②、③、④：2/3 ⑤：1/2又は2/3
持続化補助金 一般型	①：50万円 ②～⑤：200万円 ※免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者は、一律50万円上乗せ	2/3 ※②のうち赤字事業者は3/4
通常枠	A類型 150万円～150万円未満 B類型 150万円～450万円以下	1/2以内
IT導入補助金 デジタル化基盤導入枠 （インボイス等対応）	デジタル化基盤導入類型 【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①50万円以下、②50万円超～350万円 【PC・タブレット等】：～10万円 【レジ・券売機】：～20万円 複数社連携基盤導入類型 （1）デジタル化基盤導入類型の対象経費（上記同様） （2）消費動向等分析経費（上記（1）以外の経費）：50万円×参画事業者数 補助上限：（1）+（2）で3,000万円、補助率：2/3以内 （3）事務費・専門家費：補助上限：200万円、補助率：2/3以内	【会計・受発注・決済・ECソフト】： ①3/4以内、②2/3以内 【PC・タブレット等】：1/2以内 【レジ・券売機】：1/2以内
セキュリティ対策推進枠	5～100万円	1/2以内
事業承継・引継ぎ補助金 経営革新	①創業支援型 ②経営者交代型③M&A型 ～800万円	1/2～2/3
専門家活用	①買い手支援型 ②売り手支援型 ～600万円	1/2～2/3
廃業・再チャレンジ	～150万円	2/3

補助率や上限額を引上げ。

中小企業・小規模事業者の生産性向上のための取組を切れ目なく支援するため、交付金事業（令和5年度まで）に加えて、国庫債務負担行為（令和6年度まで）により長期的な予算措置を担保（図表2）。

㊦国際情勢の変化を踏まえた原材料安定供給対策事業【55億円】

ウクライナ情勢の変化により、供給途絶リスクが生じている原材料の安定供給対策のため、国内生産拠点等の確保を支援。

<DX・GX・海外展開>

㊦地域未来DX投資促進事業【15億円】+㊦【事業環境変化対応型支援事業の内数】

地域企業のDX実現に向け、産学官金が参画する支援コミュニティの支援活動や新事業の創出に向けた実証事業等を支援。

㊦グリーントランスフォーメーション対応支援事業

※中小機構交付金の内数

中小機構への相談窓口の設置や支援機関の人材育成等により中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラルに向けた取組を支援。

㊦中小企業国際化総合支援事業【5億円】

海外展開を目指す中小企業等1万者支援に向けて、中小機構が戦略立案・具体化等を伴走型ハンズオンで支援。

<研究開発>

㊦成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）【133億円】

大学等と連携して行う研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等を支援。

(3)創業・事業承継を通じた挑戦・自己変革の推進

創業・事業承継・引継ぎ（M&A）を契機として挑戦する中小企業・小規模事業者等を支援するため、創業の借入時に経営者保証を不要とする信用保証制度の創設、後継者同士のつながり強化、事業承継・引継ぎを支援する体制の拡充等を行う。

㊦後継者支援ネットワーク事業【2.1億円（新規）】

家業を活かした新規事業アイデアを競うピッチイベントを開催するとともに、それに係る事業の磨き上げを支援する。

㊦中小企業活性化・事業承継総合支援事業【157億円】+㊦【67億円】

中小企業活性化協議会による事業再生支援、事業承継・引継ぎ支援センターによる円滑な事業承継・引継ぎ支援等を実施。

㊦事業承継・引継ぎ補助金（再掲）※中小企業生産性革命推進事業の内数

㊦経営者保証を徴求しない新たな創業時の信用保証制度の創設【121億円】（財務省計上分97億円含む） ※資金繰り支援（2,981億円）の内数

(4)地域課題解決に向けた取組への支援の拡充等

地域活性化に向けて、地方自治体等と連携し、地域課題の解決に取り組む中小企業・小規模事業者等を支援する。

㊦地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【11億円】

地方公共団体と連携し、地域の実情を踏まえた小規模事業者による販路開拓・生産性向上に向けた取組を支援。

㊦地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【3.5億円】

地方公共団体と連携し、中小事業者等によるテナントミックスの実現に向けた施設整備やまちづくり人材の育成等を支援。

㊦面的地域価値の向上・消費創出事業【10億円】

成長意欲のある商店街等による、自らの魅力・地域資源等を活かした滞留・交流空間の整備や、消費を創出するための事業等を支援。

㊦地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【7.7億円】

地域内外の関係主体と連携し、地域課題解決と収益性との両立を目指す取組や、地域一体で人材育成を行う取組等を支援。

(5)伴走支援・人材確保支援等

経営力再構築伴走型支援モデル等を活用し、中小企業・小規模事業者に対する強力な経営支援を行うとともに、企業における人材確保に向けた戦略策定等をサポートする。

<人材育成・マッチング>

㊦中小企業・小規模事業者人材対策事業【8.2億円】

経営課題解決に資する人材確保のため、企業の戦略策定やコンソーシアムによる人材確保支援体制の整備を支援。

<相談体制の強化（伴走支援含む）等>

㊦事業環境変化対応型支援事業【113億円】

①専門家等による事業者向け相談対応及び支援機関向け講習の実施

外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習、よろず支援拠点におけるコーディネーターの増員等を通じて、相談体制強化を図ります。

②デジタル化診断事業

デジタル化支援ポータルサイト「みらデジ」の運用を通じて、デジタル化による事業環境変化に伴う経営課題の解決を目指す中小企業・小規模事業者と、当該事業者の取組を支援する各種機関の双方への支援体制を強化します。

③地域企業等のDX投資の加速に向けた支援及び環境整備の実施

地域の主力産業が抱える課題に精通した産学官金の専門家による地域企業への課題分析・DX戦略策定・サイバーセキュリティ対策の伴走型支援等の取組体制を構築し、多数の地域企業等が連携した実証プロジェクトを創出するとともに、「DX認定」取得企業の申請データ分析・公表等を実施します。

④中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【37億円】

各都道府県による支援拠点を整備するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。

⑤小規模事業対策推進等事業【54億円】

商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への経営相談や販路開拓等のサポートの体制を整備。

<その他>

⑥工業用水道事業費補助金【20億円】+⑦【15億円】

地域の産業インフラとして重要な工業用水について、事業者が実施する工業用水道施設の強靱化を支援。

⑧なりわい補助金（令和2年7月豪雨）、グループ補助金（令和3・4年福島県沖地震）の継続措置【209億円】

「令和5年度税制改正のポイント」（経済産業省関係）

令和4年12月23日、経済産業省は「経済産業省関係 令和5年税制改正のポイント」を公表し、「スタートアップ・エコシステムの抜本強化」、「人への投資・イノベーション促進とカーボンニュートラルへの対応のための取組」及び「中小企業・小規模事業者の設備投資・経営強化／地域経済を牽引する企業の成長促進」などの措置が講じられています。ここでは、「経済産業省関係 令和5年税制改正」のポイントを紹介します。詳細は経済産業省のホームページ（https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_fy2023/zeisei_k/index.html「令和5年度税制改正について」）などでご確認ください。

1. スタートアップ・エコシステムの抜本強化

(1)スタートアップへの再投資に対する非課税措置の創設（エンジェル税制の拡充等）

スタートアップ・エコシステムを抜本強化する観点から、エンジェル税制において、保有する株式を売却して初期のスタートアップに再投資する場合や自ら起業する場合における非課税措置を創設（上限20億円）。加えて、利便性向上のための必要な見直しを行う。

(2)オープンイノベーション促進税制の拡充

スタートアップの出口戦略の多様化の観点から、特にスタートアップの成長に資するものに限定し、事業会社がスタートアップをM&Aする時の発行済株式の取得に対しても所得控除25%を講じる。

(3)研究開発税制の延長・拡充

スタートアップとの共同研究等を促進するため、オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義等を見直す。

(4)パーシャルスピノフ税制の創設

大企業発スタートアップの創出や企業価値向上に向けた事業再編を促進するため、元親会社に一部（20%未満）持分を残すスピノフにおいても、一定の要件を満

たせば株主等に対する課税を繰り延べる特例措置を創設する。

(5)ストックオプション税制の拡充

ディープテックなど事業化まで時間を要するスタートアップ等を後押しするため、一定の要件を満たしたストックオプションの権利行使期間を現行の10年から15年に延長するとともに、保管委託の運用について、見直しを行う。

(6)国外転出時課税制度の見直し

スタートアップの海外進出を促進するため株券を発行することなく担保の提供を可能とする等の所要の見直しを行う。

(7)暗号資産の期末時価評価課税の見直し

新たな産業領域であるWeb3.0について、新規事業立ち上げ等に支障のない事業環境を整備するため、自己が発行し発行時から保有し続けている等の要件を満たす暗号資産については、期末時価評価課税の対象外とする。

2. 人への投資・イノベーション促進とカーボンニュートラルへの対応のための取組

(1)民間企業等の教育への積極的な関与を促進するた

めの税制上の措置

私立の大学・高専・専門学校（大学卒業相当）を設置する学校法人等の設立の為に企業が支出する寄附金について、一定の要件を満たした場合は、これまで必要とされていた個別審査等を行わずに全額損金算入を可能とする。

(2)研究開発税制（試験研究費の税額控除等）の延長・拡充

民間の研究開発投資に対しよりメリハリの効いたインセンティブがより多くの企業に働くよう一般型を見直すとともに、スタートアップとの共同研究等を促進するため、オープンイノベーション型におけるスタートアップ定義を見直すほか、イノベーションの源泉となる博士等の高度研究人材の活用に対する優遇措置の創設等を行い、3年間延長する【一部再掲】。

(3)DX投資促進税制の延長

企業のデジタルトランスフォーメーションを促進するため、DX人材育成・確保等の見直しを行った上で2年間延長する。

(4)エコカー減税等の車体課税の見直し

厳しい物価高と納期長期化に直面する消費者の負担増を踏まえ、エコカー減税・環境性能割について、異例な措置として現行制度を2023年末まで据え置く（クリーンディーゼル車に対する現行の取扱いも、2023年末まで延長）。据え置き期間後は、燃費性能の向上を踏まえつつ、現行の優遇規模を維持する形で2025年度までの見直しを実施。

自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がり等を踏まえつつ、自動車関係諸税のあり方を中長期的な視点で検討する。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて、次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。

(5)エネルギー安定供給の確保

バイオエタノール等揮発油に係る揮発油税の免税措置や石油精製時に不可避に発生する非製品ガスに係る石油石炭税の還付措置を5年間延長する。

電気供給業及び一部のガス供給業における法人事業税について、一般の事業との課税の公平性の確保、カーボンニュートラルやエネルギー安定供給の観点から、課税方式の更なる見直しを引き続き検討する。

(6)特定小型原動機付自転車に係る所要の措置

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の税率を、現行の原動機付自転車の税率を踏まえ2,000円とする。

3. 中小企業・小規模事業者の設備投資・経営強化／地域経済を牽引する企業の成長促進

(1)中小企業の設備投資や賃上げに向けた事業環境の整備

さらなる円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレや引き続く新型コロナ禍において賃上げも求められている中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、中小企業経営強化税制（即時償却又は税額控除10%）及び中小企業投資促進税制（特別償却30%又は税額控除7%）を2年間延長する。

赤字の中小企業であっても賃上げや前向きな投資を可能とする固定資産税の特例措置を新設する。

賃金への課税である外形標準課税における今後の適用対象法人のあり方については、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(2)中小企業の経営基盤強化・研究開発支援等／地域経済を牽引する企業の成長促進

中小企業軽減税率（所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減）を2年間延長する。

中小企業の研究開発促進の為、中小企業技術基盤強化税制（試験研究費の税額控除等）を見直し3年間延長する。

激化する自然災害等への事前対策を強化するため、防災・減災に資する設備投資を後押しする中小企業防災・減災投資促進税制（特別償却18%）について、耐震装置を対象設備に追加した上で、2年間延長する。

インボイス制度導入にあたって、中小・小規模事業者の負担軽減や影響最小化のために、以下①～③の措置を講じる。

①免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の2割に軽減する3年間の負担軽減措置

②一定規模以下の事業者の行う少額の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の負担軽減措置

③少額の返還インボイスについて交付義務を免除

地方自治体と連携して地域経済を牽引する企業の成長を促進すべく、地域未来投資促進税制（特別償却20～50%又は税額控除2～5%）における上乗せ支援の対象を追加した上で、2年間延長する。

4. 企業活動のグローバル化に対応した事業環境の整備

諸外国との並びで新たな国際課税制度（グローバル・ミニマム課税）が導入される場合には、同制度及び既存の類似措置（外国子会社合算税制）の簡素化等により、企業の事務負担を軽減する。

茨城県「令和4年度1月補正予算の概要」

茨城県は1月23日、臨時会を開き、「令和4年度1月補正予算(案)」を原案通り可決し、原油価格・物価高騰対策や子育て支援などに重点を置くこととしています。ここでは、「令和4年度1月補正予算」の概要を紹介します。誌面の都合上一部の紹介となりますが、詳細は茨城県のホームページ (<https://www.pref.ibaraki.jp/somu/zaisei/kanri/yosann.html>「茨城県の予算」) などをご確認ください。

【基本的な考え方・規模】

コロナ禍が続く中、原油価格・物価高騰等の影響を受ける医療、福祉、農林水産業者等に対する支援や、国補正予算に対応して、地域の「稼ぐ力」の回復・強化、「新しい資本主義」の加速及び防災・減災、国土強靱化の推進等に必要な予算を計上するもの。

【補正予算 規模】

一般会計補正予算額 366億78百万円

(企業会計8億5百万円)

＜一般会計分の内訳＞

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 原油価格・物価高騰等対策 | 4,991百万円 |
| (2) 「稼ぐ力」の回復・強化 | 452百万円 |
| (3) 「新しい資本主義」の加速 | 2,449百万円 |
| (4) 防災・減災、国土強靱化の推進、安全・安心の確保 | 28,786百万円 |

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策予算の規模

(単位:百万円)

区分	現計 a	今回補正予算 b	合計 a+b
一般会計	208,601	5,106	213,707

【主な事業】注) 事業名の後ろに※を付したものは新型コロナウイルス感染症対策予算 (単位:百万円)

- 原油価格・物価高騰等対策 4,991**
- 新 医療機関等物価高騰対策支援事業※ 1,430
(光熱費等の高騰の影響を受ける病院、診療所、助産所、薬局、施術所に対する支援)
 - 新 福祉施設等物価高騰対策支援関連事業※ 1,071
(光熱費等の高騰の影響を受ける高齢者施設、障害者施設、児童養護施設などに対する支援)
 - 新 私立学校等物価高騰対策支援関連事業※ 210
(光熱費等の高騰の影響を受ける私立の幼稚園、保育所、高等学校、看護師養成所などに対する支援)
 - 新 農林水産物価高騰対策支援関連事業※ 953
(国の肥料価格高騰対策への上乗せ支援や配合飼料価格安定制度生産者積立金に対する支援等)
 - 新 交通事業者等原油価格高騰緊急支援事業※ 90
(燃料価格の高騰の影響を受ける地域鉄道、バス、タクシー、運転代行業者に対する支援)
 - 新 貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業※ 836
(燃料価格の高騰の影響を受ける貨物運送事業者に対する支援)
 - 新 LPガス料金負担軽減支援事業※ 377
(LPガス料金の高騰の影響を受ける一般家庭に対し料金の値引きを行うLPガス販売事業者への支援)

- 新 きのこ生産資材導入支援事業 24
(生産資材価格の高騰の影響を受けるきのこ生産者に対する支援)

「稼ぐ力」の回復・強化 452

- ・ いばらきの産地パワーアップ支援事業 41
(加工・業務用野菜等の収益力強化のための農業用機械等の導入に対する補助)

- 新 担い手確保・経営強化支援事業 248
(農地中間管理機構を活用している地域における農業用機械等の導入に対する補助)

- ・ 農地集積総合支援基金積立金 163
(機構集積協力金交付事業分の基金の積み立て)

「新しい資本主義」の加速 2,449

- 新 出産・子育て応援事業 2,439
(妊娠届出時・出生届出後の面談など伴走型相談支援の実施及び経済的支援)

- 新 マイナンバーカード取得促進事業 10
(マイナンバーカードの取得促進に向けた出張申請サポート窓口の開設)

防災・減災、国土強靱化の推進、安全・安心の確保 28,786【企業会計含む 29,591】

- 新 こどもの安心・安全対策支援関連事業 399
(幼稚園や特別支援学校などの送迎用バスの安全装置の整備等に対する支援)

- 新 県立学校教育活動継続支援事業※ 140
(県立学校における感染症対策等に必要物品整備等)

- 新 原子力災害対策事業 596
(屋内退避施設の放射線防護対策等への補助)

- ・ 特定交通安全施設整備事業 43
(信号灯器や信号柱などの交通安全施設の整備)

- ・ 国補公共事業 27,608

【流域下水道事業会計 560】

- (緊急輸送道路の整備や橋梁の老朽化対策、河川の整備、土地改良事業等)

- ・ 鹿島臨海都市計画下水道事業

【鹿島臨海下水道事業会計 245】

- (下水処理場設備及び管渠の老朽化対策等)

以下、事業者の皆様に関連する事業を一部抜粋してご紹介します。

【原油価格・物価高騰等対策】(一部抜粋)

①医療機関等物価高騰対策支援事業(新規)

【令和4年度1月補正予算額 1,430百万円】

エネルギー価格の高騰により増大する医療機関等の負担を軽減し、健全な経営の維持を図るため、電気代・ガス代などの負担が増大している医療機関等に対して支援を行います。

支給対象		
①病院、有床診療所	稼働病床1床あたり	30,000円
②無床診療所	1施設あたり	100,000円
③助産所	1施設あたり	50,000円
④薬局	1施設あたり	50,000円
⑤施術所	1施設あたり	20,000円

支給要件		
①、②は保険医療機関であること。		
③は令和4年度に分娩若しくは妊婦検診等の実績があること。		
④は保険薬局であること。		
⑤は保険適用の施術を行う施設であること。		
いずれも申請日時点で休止中でない施設であり、かつ、令和4年度末までに休止又は廃止の予定がないこと。		

②福祉施設等物価高騰対策支援関連事業（新規）

【令和4年度1月補正予算額 1,071百万円】

エネルギー価格の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している福祉施設事業者等に対して支援を行います。

【事業概要】光熱費等の高騰による負担を軽減するため支援金を支給
【対象経費】高齢者・障害者施設・児童養護施設等の光熱費等の高騰分

1 高齢者施設 (858百万円)		3 児童養護施設等 (13百万円)	
支給先：高齢者施設等		支給先：児童養護施設・里親等	
支給額：入所施設 定員1人当たり 12,000円		支給額：1施設当たり 300,000円	
通所事業所 1施設当たり 150,000円		里親1組当たり 10,000円	
訪問事業所 1施設当たり 50,000円		対象数：39施設、里親115組	
対象数：4,122施設			
2 障害者施設 (198百万円)		4 保護施設 (救護施設) (2百万円)	
支給先：障害者施設等		支給先：保護施設(救護施設)	
支給額：入所施設 定員1人当たり 9,000円		支給額：1施設当たり 300,000円	
障害者通所事業所 1施設当たり 60,000円		対象数：5施設	
障害者通所事業所 1施設当たり 30,000円			
訪問事業所 1施設当たり 30,000円			
対象数：2,940施設			

③農林水産物価高騰対策支援関連事業（新規）

【令和4年度1月補正予算額 953百万円】

肥料価格や飼料価格など物価高騰の影響を受ける農林水産業者に対し、肥料価格の増加分や配合飼料価格安定制度生産者積立金などに対する支援を行います。

肥料価格高騰緊急支援事業 (330百万円) 【支援対象】国の肥料価格高騰対策事業の参加農業者のうち認定農業者 【支援内容】前年からの肥料価格上昇率と使用量低減率により算出した肥料費増加額の10%（国事業70%・県事業10%）	
飼料価格高騰緊急対策事業 (451百万円) 【支援対象】畜産農家 【支援内容】配合飼料価格安定制度における生産者積立金（600円/ト）を補助（9月補正で200円/ト、11月補正で400円/ト）	
水産加工業緊急支援対策事業 (153百万円) 【支援対象】水産加工業者 【支援内容】電気代上昇額の10%相当額（上限500千円）	
コイ養殖飼料価格高騰緊急対策事業 (19百万円) 【支援対象】コイ養殖業者 【支援内容】漁業経営セーフティネット構築事業補助金における養殖業者負担分の1/2（備上り分の1/4）を補助	

④交通事業者等原油価格高騰緊急支援事業（新規）

【令和4年度1月補正予算額 90百万円】

原油価格の高騰により経営が厳しい中において、運行を継続している鉄道、バス、タクシー及び自動車運転代行の各事業者に対して支援を行います。

区分	鉄道	乗合バス	貸切バス	タクシー	自動車運転代行
対象	県内に路線がある地域鉄道事業者(4社)	県内の乗合バス事業者(11社)	県内の貸切バス事業者(約190社)	県内のタクシー事業者(約200社) <small>(福祉福祉法限定事業者を除く。)</small>	県内の自動車運転代行業者(約350社)
支給額	年間走行距離等をもとに計算した額	乗合バス車両1台につき30,000円 <small>(専ら市町村の委託等を受けて運行するコミュニティバス及び乗合タクシーの用にのみ供する車両を除く。)</small>	貸切バス車両1台につき10,000円	タクシー車両1台につき10,000円 <small>(福祉自動車を除く。)</small>	随伴用自動車1台につき5,000円

⑤貨物運送事業者燃料価格高騰対策事業（新規）

【令和4年度1月補正予算額 836百万円】

原油価格の高騰により経営に大きな影響を受けている中小貨物運送事業者に対して支援を行います。

事業者要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月1日までに貨物自動車運送事業法に基づく事業の許可を受けた、又は届出を行った中小貨物運送事業者であること 申請受付開始日時点で上記の事業を継続しており、引き続き事業継続の意思を有する事業者であること
車両要件	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月1日までに次の要件を満たしており、車検証の有効期限が申請受付開始日以降であること。 茨城運輸支局又は管内自動車検査登録所において登録及び検査を受けた自動車、もしくは軽自動車検査協会茨城事務所又は管内支所において検査を受けた軽自動車であること（二輪、被けん引車を除く） 貨物自動車運送事業法に規定される事業用自動車であること 交付申請者が所有又は使用していること
支給額	一般・特定貨物自動車（緑ナンバー） 1台あたり20,000円 貨物軽自動車（黒ナンバー） 1台あたり 8,000円

⑥LPガス料金負担軽減支援事業（新規）

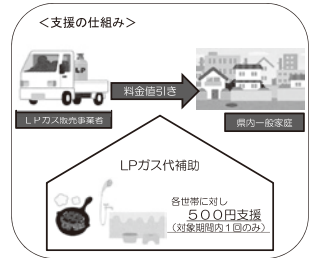
【令和4年度1月補正予算額 377百万円】

LPガス料金の高騰により増大する一般家庭の負担を軽減するため、LPガス販売事業者を通じて使用料金の値引きを行い、使用料金の負担が増大する一般家庭に対して支援を行います。

【対象者】LPガス販売事業者（一般家庭に対し料金の値引きをしていること）

【補助額】支援額：500円
(対象期間内に各世帯1回のみ)

【対象期間】令和5年2月～3月の使用分



【「稼ぐ力」の回復・強化】（一部抜粋）

担い手確保・経営強化支援事業（新規）

【令和4年度1月補正予算額 248百万円】

燃油・肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営構造への転換等により農業経営の発展を図ろうとする担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

1 事業内容 人・農地プランに基づき、農地の集積・集約化を進めている地域等において、経営の発展を図ろうとする担い手への農業用機械・施設の導入を支援

2 助成対象者及び補助上限額

助成対象者	補助上限額	融資の活用
①人・農地プランに位置付けられた中心経営体	個人1,500万円	必須
②農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている方	法人3,000万円	
③地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める方	100万円	任意

3 補助対象 農業経営の改善等に必要の機械や施設の取得等

4 補助率 1/2以内



【防災・減災、国土強靱化の推進、安全・安心の確保】（一部抜粋）

1 国補公共事業 【全会計28,167百万円】 27,608百万円

【直轄事業負担金：8,207百万円】

道路(東関東自動車道水戸線など)、治水(那珂川など)等
【補助事業：19,960百万円(うち流域下水道事業会計560百万円)】

○防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保等
道路整備、道路・橋梁の老朽化対策、河川改修、防潮堤整備、農地の大区画化等
・事業箇所：道路整備(国道118号袋田バイパス外44箇所)、橋梁修繕等(国道461号湯の里大橋外27箇所)、河川改修等(濁沼川外40箇所)、防潮堤整備等(鹿島海岸外2箇所)、農地の大区画化等(三坂地区外10箇所)等

2 鹿島臨海都市計画下水道事業 245百万円

○防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保等
下水道施設の老朽化対策等
・事業箇所：下水処理場設備改築1箇所、管渠改築1箇所等